

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 2 1	介護保険事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 新市の介護保険事業計画については、各市町の第2期事業計画を新市に引き継ぎ、平成18年度が初年度となる第3期事業計画において、統一した事業計画とする。 (2) 介護保険料については、第2期事業計画期間中は、現行のとおりとする。続く、第3期事業計画の平成18年度からは、各市町の現行料金等を勘案して不均一料金とし、第4期事業計画の初年度となる平成21年度から統一料金とする。

部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
第2期介護保険事業計画	計画名	酒田市介護保険事業計画	八幡町介護保険事業計画	松山町介護保険事業計画	平田町介護保険事業計画	新市の介護保険事業計画については、各市町の第2期介護保険事業計画を新市に引き継ぎ、平成18年度が初年度となる第3期事業計画において、統一した事業計画とする。
	計画期間	平成15年度～平成19年度				
	見直し時期	平成17年度(平成18年度からは、第3期介護保険事業計画として実施される。)				
介護保険料 65歳以上が対象となる第1号被保険者の月額保険料	基準月額	3,560円	2,900円	3,500円	3,550円	介護保険料については、第2期事業計画期間中は、現行のとおりとする。 続く、第3期事業計画の平成18年度からは、各市町の現行料金等を勘案して不均一料金とし、第4期事業計画の初年度となる平成21年度から統一料金とする。
	第1段階(高齢福祉年金受給者で非課税世帯)	1,424円	1,450円	1,750円	1,775円	
	第2段階(市町村民税非課税世帯)	2,492円	2,175円	2,625円	2,662円	
	第3段階(市町村民税が本人非課税で世帯に課税者あり。)	3,560円	2,900円	3,500円	3,550円	
	第4段階(市町村民税が本人課税で前年の所得200万円未満)	4,628円	3,625円	4,375円	4,437円	
	第5段階(市町村民税が本人課税で前年の所得200万円以上)	5,696円	4,350円	5,250円	5,325円	
	第6段階(市町村民税が本人課税で前年の所得800万円以上)	6,764円	設定なし	設定なし	設定なし	

第1期介護保険事業計画 平成12年度～14年度、第2期介護保険事業計画 平成15年度～17年度、第3期介護保険事業計画 平成18年度～20年度、第4期介護保険事業計画 平成21年度～23年度
各計画期間は5年間とするがを3年目に見直しを図り、4年目から新たな計画期間として事業計画を定めスタートするため実質的には3年間の計画となる。